

第88号議案 大山崎排水ポンプ場耐震対策工事変更請負契約について  
に対する付帯決議

去る10月25日の臨時会における第二大山崎小学校大規模改修工事変更請負契約において、自治体による不適切な処理が議会の議決を経ずに実行され、地方自治法第180条に抵触することが明確になった。

また今回、この第88号議案においても同様の事態に陥っている。これは、前川町長の自治体統治、すなわちガバナンスが全く機能していないばかりか、法令遵守（コンプライアンス）の精神が全く欠如していると言わざるを得ない。また、法令遵守を求める側の自治体には、管理・監督・指導をする組織すらないことが明らかになった。

そこで議会は、この議案を提出した大山崎町に対し、厳しく糾弾するとともに、原因解明、今後の対策、公金の適正支出及び適正な事務処理のあり方、組織の透明性・公平性・風通しの良さ、さらには、議会に対して全ての情報開示を求め、以下のことを決議する。

記

1. 自治体統治のあり方（ガバナンス）と自治体組織の再検証。
2. 法令順守（コンプライアンス）の精神の理解とトップを含めた継続研修。
3. 現場の職員からの情報をトップが理解し、自治体経営を適正にする組織の再構築。

以上、決議する。

令和3年12月17日

大山崎町議会